

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 4 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>（注 1）～（注 5）（略）</p> <p>（注 6）<u>子会社等が、リスク商品を取り扱う場合、関係法令の規定を踏まえた上で、適切な販売・説明態勢の整備等を含め、健全な業務運営を確保する必要がある。特に、暗号資産仲介行為を行う場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係の事務ガイドラインで求められている義務を遵守する上で、グループが取り扱う商品であることをもって、顧客が暗号資産のリスクを過小に評価し、自らのリスク許容度を超えて取引を行うことがないよう、適切に説明を行う必要があることに留意する。</u></p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 4 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>（注 1）～（注 5）（略）</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

附 則

この通知の改正は、令和8年6月1日から適用する。